

総務教育常任委員会資料

(平成26年6月12日)

〔件名〕

- ・「第45回関西広域連合委員会」の概要について 【企画課】 ··· 1
- ・「第95回近畿ブロック知事会議」の概要について 【企画課】 ··· 2
- ・平成26年度中国地方知事会第1回知事会議等の結果について
【企画課】 ··· 3

未来づくり推進局

「第45回関西広域連合委員会」の概要について

平成26年6月12日
企画課

5月22日に徳島県で開催された「第45回関西広域連合委員会」の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成26年5月22日（木）11：40～12：50

2 場 所 徳島県鳴門市（ルネッサンスリゾートナルト）

3 出席者 井戸広域連合長（兵庫県）、仁坂副広域連合長（和歌山県）、嘉田委員（滋賀県）、山田委員（京都府）、平井委員（鳥取県）、飯泉委員（徳島県）、門川委員（京都市）、植田副委員（大阪府）、田村副委員（堺市）、岸本部長（大阪市）、奥田部長（神戸市）

4 概 要

（1）協議事項

① 今夏の節電対策について

- ・ 関西電力管内における、今夏の節電に対する取組について協議が行われ、昨年夏実績（平成22年度夏比11%減）以上の日常的な節電が着実に実施されるよう、広報紙・HP・テレビ・チラシ等を活用し、家庭、企業へ働きかけを行っていくこととした。

② 平成27年度国の予算編成等に対する提案について

- ・ 「地方分権改革の推進」や「社会基盤の構築」、「広域観光・文化振興の推進等」など、平成27年度の国の予算編成等に対する提案事項について最終確認を行い、6月中に国に対して提出することを決定した。

③ 新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）に対する意見について

- ・ 新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）に対する関西広域連合としての意見について、事務局の作成した意見書（案）をもとに意見交換を行った。この結果を踏まえ意見書を修正し、国土交通省（近畿地整）へ提出することとした。（6月2日提出）

➢ 現在の国土形成計画について、省庁横断で詳細な検証を行うべき

➢ 東京一極集中の原因を究明し、対策を講じるべき

➢ 出先機関をはじめとする国の事務・権限を地方に移譲し、地方分権のもとに国土を形成することなど

＜新たな「国土のグランドデザイン」について＞

中長期（概ね2050年）を見据えた国土づくりの理念や考え方を示すもの。国土交通省は、各方面の意見を聞きながらこれをとりまとめた後、この理念や考え方を踏まえ、国土形成計画の見直しに着手していく考え。

④ はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021などの開催に向けた関西文化の国内外への発信強化のため、有識者等により構成される「はなやか関西・文化戦略会議」を設置し、方策や戦略の検討を行っていくこととした。

（2）報告事項

① 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」広報活動等について

- ・ 関西ワールドマスターズゲームズ2021準備委員会事務局から、大会の国内における周知と気運の醸成を図るためにPRチラシを作成したこと、企業協賛の募集を行いながら広報宣伝活動を行っていくことについて報告があった。

② 関西広域連合トッププロモーションについて

- ・ 関西の魅力をアピールし観光誘客を図るため、訪日観光客が大幅に増加しているマレーシアを中心とした東南アジアにおいて、11月にトッププロモーションを行うとの報告があった。
…現地商業施設における関西観光展や関西物産展の他、現地旅行会社へのセミナー等を開催予定

「第95回近畿ブロック知事会議」の概要について

平成26年6月12日
企画課

5月22日に徳島県で開催された「第95回近畿ブロック知事会議」の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成26年5月22日（木）15：30～17：15

2 場 所 徳島県板野郡松茂町（樺野俱楽部）

3 出席者 嘉田滋賀県知事、仁坂和歌山県知事、鈴木三重県知事、山田京都府知事、井戸兵庫県知事、荒井奈良県知事、飯泉徳島県知事、杉本福井県副知事、植田大阪府副知事、岡崎鳥取県未来づくり推進局長（知事代理）

4 知事会議の概要

（1）国への提案要望

①広域インフラの整備促進について

- ・ 災害リスクに備えたリダンダンシーの観点等からの、広域交通インフラ（新幹線網、高速道路ネットワーク）の整備促進や東京オリンピックの開催効果を地方に波及させるための交通インフラ整備に係る予算の確保
- ・ 日本海側におけるガスパイプライン整備に向けて、広域的なパイプライン網の国家構想の策定等

②道路資産の維持・利用について

- ・ 老朽化する道路インフラの補修・更新に的確に対応していくため、地方自治体への財政支援の強化
- ・ 旧地方有料道路の維持管理費用確保のため、地方の裁量による料金設定制度の構築、現行の維持管理有料道路に係る認定要件の緩和

③農林水産業の振興について

- ・ 造林公社等への支援策として、日本政策金融公庫の貸付利率引き下げ等の金融政策の実施や、森林整備補助制度の拡充
- ・ 全国的に拡大している豚流行性下痢（PED）に係る発生拡大要因の解明、被害予防・拡大防止策、経営安定対策等の推進

④観光・文化振興の促進について

- ・ 関西文化の魅力を世界に発信するため、東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて実施される文化プログラムの近畿開催の推進
- ・ 文化施設等の老朽化に対応するため、施設改修等に係る地方自治体への財政支援の創設

⑤少子化対策について

- ・ 結婚から育児まで切れ目ない支援体制づくり、少子化対策に関する国・政策目標の設定及び検証

（2）意見交換

①大環状道路の完成に合わせた観光・交流の一層の促進について

- ・ 舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道の開通に伴い、近畿圏一体となって周遊観光ルート設定やMAP作成等の観光・交流促進に取り組むことについて合意した。

②国家戦略特区の関西全域での取組について

- ・ 国家戦略特区について、関西全域が連携を図りつつ事業展開を行っていくための協議の場の設置について意見交換が行われ、時期・具体的方法を今後検討することとなった。

平成 26 年度中国地方知事会第 1 回知事会議等の結果について

平成 26 年 6 月 12 日
企 画 課

5 月 28 日（水）に山口市湯田温泉で開催された平成 26 年度中国地方知事会第 1 回知事会議等の結果概要は、次のとおりです。

1 平成 26 年度中国地方知事会第 1 回知事会議

- (1) 開 催 日 5 月 28 日（水） 12:30～15:10
- (2) 開 催 場 所 ホテルニュータナカ「平安 A」
- (3) 出 席 者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事
村岡山口県知事
- (4) 主な内容

①共同アピール（意見交換）

- 以下の 6 項目について、共同アピールを採択した。【資料 1】
 - ・子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について
 - ・地方分権改革の推進について
 - ・地方税財源の充実について
 - ・地域経済の再生と国土強靱化のための基盤整備について
 - ・農林水産業の振興と環太平洋連携協定（TPP）をはじめとする貿易自由化交渉への対応について
 - ・住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について
- 地方分権改革に係る提案募集方式について、中国地方 5 県で提案していくことについて合意した。

②広域連携の取組

- 8 つの部会の担当県から各部会の目標設定及び今後の取組方針について説明を行い、今後 5 県が連携して一体的かつ着実な取組みを行うこととした。【資料 2】

部 会 名	担 当 県
広域防災部会	鳥 取 県
海外観光客誘致部会	
中山間地域振興部会	島 根 県
スギ花粉症対策部会	岡 山 県
地域医療確保対策部会	
公衆衛生活動チーム部会	広 島 県
農業（技術）大学校等広域連携部会	
地域産業振興部会	山 口 県

- 「攻めの農林水産業」について、共同の販路開拓などで 5 県が連携する取組みについて検討していくこととなった。

③平成 27 年度国の施策に関する提案

- 以下の 2 項目について、新規項目として国に対し提案を行うことについて合意した。
 - ・外国人観光旅客の誘致促進
 - ・次世代エネルギーへの取組みの推進

2 平成 26 年度第 1 回中国地域発展推進会議

(1) 開催日 5月 28 日 (水) 15:30～16:50

(2) 開催場所 ホテルニュータナカ「平安C」

(3) 出席者 中国地方 5 県知事

中国経済連合会会長

中国地方 5 県商工会議所連合会等の代表者

(4) 主な内容

①省エネルギー・節電対策等の推進について

○中国電力から、昨年度の電力需給状況や今年度の見通し（今夏の電力需給は至近 3 年間の見通しではもっとも厳しくなる見込み）について説明があり、中国地域に向け、省エネルギー・節電を呼びかける共同アピールを採択した。【資料 3】

②インバウンド観光事業・中国地方地域戦略について（意見交換）

○中国地域観光推進協議会インバウンド事業推進委員会から 5 県連携によるインバウンド観光振興の取組みについて、平成 25 年度の報告と平成 26 年度の取組みについて報告があった。

○中国地方産業競争力協議会事務局から中国地方地域戦略の説明を行った。

○経済界からは、2 つの取組みに賛同し、期待している旨の発言があった。また、国際観光の分野で、中国地方の知名度が低いので、中国地方知事会でのプロモーションにおいて PR するなど積極的な取組みを推進していただきたい旨の発言があった。

3 平成 26 年度中国圏広域地方計画推進会議

(1) 開催日 5 月 28 日 (水) 17:00～17:30

(2) 開催場所 ホテルニュータナカ「平安A」

(3) 出席者 中国地方 5 県知事

中国地方 5 県県議会議長

(4) 主な内容 平成 27 年度中国圏の発展推進に関する提案の編成等

4 村岡山口県知事との対談

(1) 開催日 5 月 28 日 (水) 11:00～11:15

(2) 開催場所 ホテルニュータナカ「松の間」

(3) 出席者 平井伸治鳥取県知事、村岡嗣政山口県知事

(4) 主な内容

○平井知事が少子化問題の解決を考える若手知事でつくる子育て同盟への参加を求め、承諾された。

○平井知事が山陰道の早期全線開通への協力を要請し、協力・連携していくことを確認した。

○平井知事が障がい者と共に生きる「あいサポート運動」について紹介し、意見交換を行った。

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

我が国の少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮みに加え、超高齢化社会の到来に伴う社会保障負担の増大とも相まって、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっている。

大都市への人口集中と地方の人口減少が同時に進み、やがて地方から大都市への人口の供給ができなくなつたときに、大都市も消滅するという、来るべき国家的危機を回避し、全ての国民が安心し、将来に希望の持てる社会を築き上げていくためには、こうした状況が地方の課題だけではなく、都市部も含めた日本全体の危機であるとの国民の共通認識を醸成し、国と地方自治体が一丸となって対処する必要がある。

国においては、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」の構築が進められているが、制度の円滑な実施に必要と見込まれる財源の目途が立っていない状況にある。

国は、先頃、財源が確保できなかつた場合を想定して、「量的拡充」を優先し、「質の改善」のための具体策についても、優先順位付けをする案を提示したが、「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、「量的拡充」を支える保育人材を確保するためにも、待遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」は重要であることから、「質の改善」を含めた充実した子ども・子育て支援が可能となるよう、十分な財源が確保されるべきである。

また、新制度における地域子ども・子育て支援事業は、子どものより良い育ちを実現する上で重要であり、人口減少などの課題を抱えた地方においても実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、現行の補助制度の充実が必要である。

については、我が国の将来を見据え、国と地方がともに危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくとともに、子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、次の項目について強く要望する。

1 財源の確保について

子ども・子育て支援法の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」ことが可能となるよう、新制度の実施にあたっては、「量的拡充」と「質の改善」を同時に実現するために、十分な財源の確保を図ること。

2 地方の実情に応じた補助制度の充実

新制度における地域子ども・子育て支援事業については、地方の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、人口減少地域の実態に配慮し、補助要件の緩和や補助の拡充など補助制度の充実を図ること。

3 地域少子化対策強化交付金の拡充について

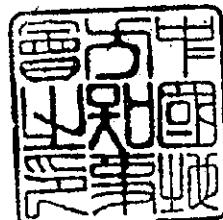
安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、地方の現場が地域の実情に応じて出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、切れ目ない支援策を充実させ、「少子化対策」を安定的、持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

4 女性の活躍促進について

女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから、子育てしやすい職場環境づくりや女性の就業継続・再就職支援、男性の家事・育児参画、待機児童対策等の取組を推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 彦政
山口県知事	村岡 翁

地方分権改革の推進について

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、首都圏一極集中の弊害など困難な課題に直面しており、これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためには地方分権改革を推進し、真に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

現在の地方分権改革は、平成19年に設置された地方分権改革推進委員会が行った第1次から第4次にわたる勧告に基づき取組が進められ、今国会において成立した第4次一括法等をもって一つの区切りを迎えることとされている。

この間、義務付け・枠付けの見直しや国からの権限移譲等について一定の成果があげられてきたが、成熟社会を迎えており、地域はそれぞれ状況が異なり、多様な問題を抱えており、地域の実情や住民のニーズを熟知する方が、自らの判断と責任で地域の課題を解決するためには、地方分権改革の更なる推進が必要である。

今後の地方分権改革の方向性については、平成25年12月に地方分権改革有識者会議から「総括と展望」の中間とりまとめが示され、また、改革の新たな手法として、地方の発意に根ざした取組を進めるため「提案募集方式」が実施されるなど、改革は新たな局面を迎えており、その一方で、これまで地方が強く求めていた農地転用やハローワークに係る事務・権限の移譲等は未だ実現しておらず、義務付け・枠付けで見直しがなされた事項についても、地方の裁量を制限する「従るべき基準」が設定されていることなど、地方の自由度を高める取組の面で課題が残っている。

我々中国地方知事会は、一層の強い覚悟と責任をもって地方分権改革に取り組む所存であり、国においても、地方の実情に応じた真の地方分権改革を推進していくため、次の事項について強く求める。

1 さらに地方分権改革を進めるための取組の実施

- (1) 今国会で成立した第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等について具体的な検討と調整を適切かつ速やかに進めること。

- (2) 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月閣議決定。以下「閣議決定」という。）で「移譲について検討を進める」等とされた事務・権限については、着実に協議・検討を進め、早期の移譲を実現すること。
- (3) 直轄道路・河川の権限については、平成26年2月以降、都道府県単位の個別協議が開始されているが、地方が移譲の検討対象としているもので、個別協議が開始されていない事例があることから、閣議決定の趣旨に沿って、地方の意向も踏まえ、協議・調整に応じるとともに、移譲に当たっては、必要となる財源・人材・資機材について十分な措置を講ずること。
- (4) 義務付け・枠付けの見直しについては、地方が地域の実情に応じてより独自性を發揮できるように、福祉施設の面積や人員配置等で多用されている「従うべき基準」を見直し「参酌すべき基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げること。

2 提案募集方式を活用した見直しの実現

提案募集方式の実施に当たっては、これまでに地方が移譲を強く求めてきたものの移譲することとされなかった事務・権限をはじめ、地方からの提案に基づく国から地方への新たな事務・権限の移譲や、更なる義務付け・枠付けの見直しの検討について、地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革有識者会議の専門部会を活用し、スピード感を持って提案の実現に向けた検討を進めること。

3 地域の実情を反映できる仕組みの構築

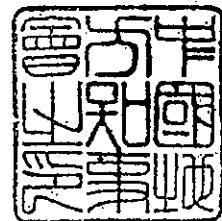
- (1) 都道府県を介さずに国が直接中小企業等に交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）については、地方に移譲されるまでの間においても、地域の実情を踏まえた産業振興施策等を充実する観点から、県事業と一体的に実施できるようとするなど、効果的な執行の仕組みを構築すること。
- (2) 国と地方を通じた行政コストの縮減を図り、地域の経済再生・活性化やまちづくりを推進する観点から、更なる規制緩和を進め、地方の自由度を拡大すること。特に、地域の実情に応じた土地利用が可能となるよう、農用地等に関する規制を大幅に緩和すること。

4 適切な財源措置の実施

地方分権改革の推進に当たっては、社会资本整備の進捗状況を勘案しつつ、担うべき権限に見合う財源を確保し、地方自治体の自主的・自立的な行政運営が可能となるよう、適切な措置を講ずること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	平溝 口善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太彦
広島県知事	湯崎 英政
山口県知事	村岡 翰嗣

地方税財源の充実について

平成26年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.2兆円減の16.9兆円となつた一方で、一般財源総額は地方税の増加等を見込むことで0.6兆円増の60.4兆円が確保されたが、臨時財政対策債は抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。

昨年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立した社会保障と税の一体改革については、今後真に持続可能な制度の検討が必要であるが、一方で、現在6月に策定が予定されている「骨太の方針」に向け、国において法人実効税率のあり方の議論が本格化し、これによる地方財政への影響が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、消費税率引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等により一層取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、平成26年度策定予定の「骨太の方針」は上記を踏まえたものとすること。

(2) 我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること。また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠が必要であり、

地方交付税の別枠加算などと併せて必要な措置を講ずること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定率の引上げによる交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(4) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を示すとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

(5) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

(6) 法人課税の見直しについては、地方税財政に深刻な影響を与えることが懸念されることから慎重に議論を行うこと。また、法人実効税率引下げの検討を行う場合には、大企業についての外形標準課税の拡大や政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等の代替措置により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保することを併せて検討すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

(7) 地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成26年度与党税制改正大綱において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

(8) 自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で廃止することとされ、併せて環境性能課税を自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとされた。

この見直しに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。

(9) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、昨年、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立したところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービス体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 現在検討が行われている国民健康保険の都道府県単位化については、まずは財政上の構造的な問題の解決を行うこと。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。

(3) 消費税率引上げにより懸念される影響を緩和するため、経済対策などに盛り込まれた施策を適切に実行すること。

また、今後も、地方経済の動向も十分に把握し、必要な場合は追加の対策を実施すること。

(4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税について、引き続き、基準財政収入額へ100%算入するとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(5) 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされている。消費税率8%段階から実施することとなった地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して地方財政計画に支出を計上するとともに、その配分にあたっては財政力の弱い団体へ配慮したこと。

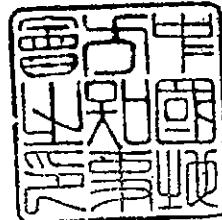
また、平成26年度の与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされているが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行なながら取り組むこと。

(6) 社会保障・税番号制度の導入に伴う地方自治体のシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した社会保障・税番号制度システム整備費補助金の上限額と地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講じること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 翁政

地域経済の再生と国土強靭化のための基盤整備について

経済再生、デフレからの脱却を目指して、一昨年の安倍政権の発足後、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」により、経済再生に向けた諸施策が強力に推し進められ、経済の好循環が動き始めている。

政府においては、今後とも、成長戦略をはじめとする経済・産業政策を積極的に推進し、その経済波及効果を全国、多種多様な産業分野に拡大することにより、地域経済の一層の活性化を期待するものである。

こうした中、地域においても、国の動きに呼応した地域経済再生への取組を加速化していくことが重要である。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源等の地域資源を有している。

こうした多様な地域資源を有効に活用した産業振興や観光振興などにより、地域経済の再生を進めていくためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠であるが、首都圏への補助公共事業予算の配分割合は増大している一方で、中国地方への配分割合は縮小傾向にあり、必要なインフラの整備が進んでいない。

また、インフラの整備や建築物の耐震化は、いかなる災害の発生時においても機能する安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」の観点からも極めて重要である。

については、地域の産業力・観光力の強化に資するとともに、災害にも強い基盤整備を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤である。

しかしながら、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在しており、産業・観光振興などによる地域経済の活性化と、災害に強い国土基盤を構築する上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算をしっかりと確保した上で、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。また、高速道路ネットワークの

機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資する地域高規格道路や主要な国道・地方道について、社会資本整備総合交付金をはじめとする国費の配分基準を明確にするとともに、整備促進のための所要の予算を確実に確保し、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

4 社会資本の適正な維持管理と防災・減災対策の推進

(1) 国土の強靭化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について国において確実にその予算確保を行い、特に整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

(2) 国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援すること。

(3) また、地方における防災・減災等に資する社会资本整備の状況等を踏まえ、地方が必要とする社会资本の整備や維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備について、改めて国として明確な方針を示すこと。

また、方針の決定に当たっては、特に高速鉄道網の整備が立ち後れている地方に配慮したものとすること。

6 港湾の整備促進等

(1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての国際バルク戦略港湾選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

7 建築物の耐震化促進

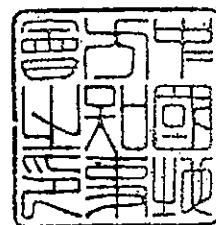
南海トラフ地震等大規模地震の切迫性が指摘される中、被害を可能な限り軽減するためには、建築物の耐震化を着実に進めていく必要がある。

特に、不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、災害時の避難所等としての役割が期待されることから、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震診断及び耐震改修費用について、国の支援及び地方財政措置の拡充等異なる支援策を講ずること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡政嗣

農林水産業の振興と環太平洋連携協定（ＴＰＰ）を はじめとする貿易自由化交渉への対応について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰に加え、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の交渉加速化、日豪経済連携協定（日豪ＥＰＡ）の大筋合意、多様な枠組みによる経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の進展等による畜産分野をはじめとする関税率の削減など、非常に厳しい環境にある。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農山漁村が有する国土保全への貢献や美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

国では、こうした状況は、我が国農林水産業の大きな変革期にあるとして、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し農林水産業の振興を強力に推し進めるため、「攻めの農林水産業」の展開が示され、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されたところである。

この「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「需要のフロンティアの拡大」、「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」、「多面的機能の維持・発揮」を戦略の4つの柱に政策が再構築された。

「生産現場の強化」に関しては、農地中間管理機構を通じた農地の集約、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し、「多面的機能の維持・発揮」では、日本型直接支払制度の創設など、平成26年度から本格的に実施されている。

については、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、住民が相互に協力し、小規模ながらも地域資源や地域の特色を活かした農林水産物を、多様化する消費者ニーズに対応し供給してきた。

また、このような対応を通じ、不利な条件を克服する地域づくりを進めてきたところであり、長年のこうした努力が農山漁村の健全な形成に大いに貢献してきたところである。

については、農林水産業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業」について、農林水産業が将来に渡って持続的に発展していくよう、国の責任において、地域が必要な事業を着実に実施できる財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を講ずること。

また、各地域がそれぞれの実情に応じて、担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずること。

2 環太平洋連携協定（T P P）等貿易自由化交渉への対応

（1）環太平洋連携協定（T P P）をはじめとする経済連携協定（E P A）・自由貿易協定（F T A）の交渉に当たっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

なお、平成26年4月に大筋合意された日豪E P Aについて、国内農家への影響を慎重に検討し、酪農・肉用牛等の適切な価格安定対策や生産条件の不利な中山間地域でも取り組むことができる国産飼料の生産コスト縮減対策の強化など、地域の実情に応じた具体的な対策を講じること。

（2）T P P協定参加の可否については、都道府県、市町村、関係団体など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していくよう全力を尽くすこと。

3 水田フル活用の推進と米政策の見直し

中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であり、こうした地域においても、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化が図られ、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営を行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」の財源を安定的に確保するとともに、「産地交付金」の設定に関する地域の裁量を一層高めるなど、交付金制度の充実を図ること。

また、米政策の見直しにあたっては、その具体的な工程や方策を明らかにし、国が提供する価格や在庫等の情報は、生産者等の判断材料となるよう、市町村程度のきめ細かいものとするとともに、非主食用米について、生産から流通、消費に至るまでの全体を通して生産拡大を誘導する仕組みを講じるなど安定的に継続した営農が確保できるものとすること。

4 日本型直接支払制度の推進

平成27年度からの法制化に合わせ、地域住民や自治体の負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

また、これまでの中山間地域等直接支払の規模拡大や法人設立などの加算措置も継続できる制度設計とすること。

5 農地中間管理機構の事業推進について

農地中間管理機構について、担い手への農地集積と集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、引き続き十分な予算を確保するとともに、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

6 農業協同組合の見直しについて

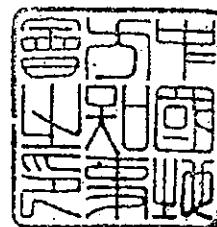
農業協同組合の見直しにあたっては、農業改革を推進する上で農業協同組合が果たす役割を踏まえつつ、中山間地域の実情などにも配慮し、農業者、農業団体、地域住民などの意見を踏まえたものとすること。

7 林業・木材産業の成長産業化

地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、基金の拡充を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行や、民家土蔵の倒壊、窓ガラスの破損などの実害も生じており、依然として事態の改善が図られていない状況にある。

このような状況の中で、昨年8月末に、国（防衛局）は、島根県及び広島県に騒音測定装置を各1台設置し、測定を開始されたところであるが、今後、この測定結果をふまえた具体的な対応が必要である。

また、オスプレイについては、現在、岩国基地を利用した飛行訓練が実施されているが、平成25年3月、初めて飛来した際には、飛来の期間、機数、予定される飛行訓練の種類、飛行高度、訓練ルート等が示されたものの、その後においては、普天間基地を出発する当日、飛来する可能性がある機数と到着のおおまかな時間帯に関する情報が提供されているにすぎず、関係自治体や地域住民に、飛行ルートなど訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま飛行訓練が実施されている。さらに、関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイに関する事故の原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域について、騒音測定器の設置箇所を増やすなど、国の責任において実態把握を実施すること。
 - (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
 - (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めるごと。
- また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。

- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

2 飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

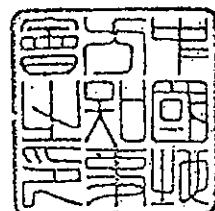
日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与える、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など訓練計画の詳細な内容の説明を行うこと。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

広域防災部会

大規模で広域的な災害に対して、迅速かつ効果的な災害対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、中国5県をはじめとした広域防災の実効性を確保する共同の取り組みを推進。

1 部会の連携テーマ及び目標設定

(1) 大規模広域的災害発生時の連携と調整等

- ①中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアルの作成及び訓練による実効性の検証
- ②5県共同防災訓練の実施と各県の防災訓練への参画
- ③食料の提供、緊急輸送の確保など各種支援体制の整備
- ④中国・四国地方広域支援協定に基づく支援・受援体制の整備
- ⑤他地域での災害等発生時の協力体制の構築
- ⑥「広域防災計画」の検討

2 目標達成に向ける具体的な取組方針

※いずれも訓練によって検証するローリング

- ①支援・受援マニュアルの作成(H26年7月頃)
- ②5県共同防災訓練の実施(毎年度12月～1月頃)、各県防災訓練への参画(H27年度から毎年)
- ③救援物資輸配送計画の作成(H27)
- ④中国・四国支援・受援マニュアル案の作成(H26年11月頃)
- ⑤他地域支援マニュアル(仮称)の作成(H27)
- ⑥「広域防災計画」の必要性について検討(H28～予定)

(2) 原子力災害を想定した連携と調整等

- ①平時及び災害時における共有する情報の内容の検討
- ②広域避難対策の検討

- ①緊急連絡網の確認(H26年6月頃)、平時及び災害時における共有情報の共有(H26年9月頃)
- ②広域避難対策については、国の「ワーキングチーム」の検討結果が示された後に目標設定を行う。(H26予定)

(3) 防災担当職員の人材育成

- ①中国5県の防災担当職員人材育成方策の策定
- ②策定した方策に基づく取組の着実な実施

- ①あるべき人材像の合意(H26年9月頃)、中国5県共同の人材育成方策(人事交流を含む)を策定(H27)
- ②具体的な取組の実施(H28以降)

広域防災部会

3 これまでの中国5県の連携した取組

広域防災部会の設置前から、中国地方責任者会議(部局長レベル)のもと、中国5県広域支援協定具体化WG及び防災訓練WGの2つのワーキンググループを持ち回りで担当し、5県連携で、以下の取り組みを実施。

【平成25年度】

○協定具体化WG

- 7月 協定具体化WGの進め方の、マニュアル策定に向けた方針を協議
8月 各県作成素案に関する協議
10月 修正案に関する協議
12月 同上
2月 同上
※マニュアル(案)の確定は次年度持ち越し

○防災訓練WG

- 10月 中国四国合同図上訓練の実施に関する協議
12月 訓練実施に関する最終調整
1月 中四国9県合同訓練を実施(訓練会場:中四国9県)



【写真】H26.1.17 中国四国広域図上訓練の状況(中国5県の職員が鳥取県広域支援本部に参集し四国各県への広域応援などを調整)

4 これからの中中国5県の連携した取組

広域防災部会のもとに、3つのワーキンググループ(WG)、その下に5つの作業チーム(WT)を設け、5県で事務局を分担し、3年間は担当県を固定し、切れ目のない、継続した取り組みを行っていく。

【平成26年度予定】

①大規模広域的災害発生時の連携と調整等WG 【協定具体化WT】(山口県)	○カウンターパート制などにより、より的確な広域支援を行うための支援・受援マニュアルの作成(7月頃) ○救援物資輸配送計画の検討(H27完成目標)
【防災訓練WT】(鳥取県)	○中国地方内で災害発生を想定し、支援・受援マニュアル(協定具体化WT作成)に基づく図上訓練の実施(12月~1月の間) ○各県防災訓練参画要領案作成(3月) ※H26は各県と個別に調整し、他県訓練に参加
【他地域支援WT】(岡山県)	○「中四国支援・受援マニュアル」案の作成(H26年11月頃) ○「他地域支援マニュアル(仮称)」の検討(H27完成目標)
②原子力災害を想定した連携と調整等WG 【同上WT】(島根県)	○緊急時連絡網の作成(6月頃) ○平時及び災害時における共有情報の共有(9月頃) ※広域避難対策については、国の「ワーキングチーム」の検討結果が示された後に、目標設定を行う。(H26予定)
③防災担当職員の人材育成WG 【同上WT】(広島県)	○防災担当職員の育成について中国5県で現状と課題を整理し、あるべき人物像の合意(9月頃) ○各県からの提案を踏まえて、5県共同の人材育成方策を検討(H27完成目標)

連携テーマ

海外観光客誘致部会

中国地方の多様な地域資源、特色を活かした新たな広域観光の創出

設定目標

- ①新たな広域観光創出に向けた、中国地方共通の観光テーマ・素材の選定・発信
→スポーツ、エコ、アート、芸能、文化遺産、ジオパーク、食、産業観光などの中から、素材・ルート等を選定し、情報発信
- ②新たな広域観光を楽しむ受入環境の充足
- ③中国地方が一体となって行う情報発信やトッププロモーション等の推進
→民間団体と連携した 海外における観光情報説明会、海外旅行会社に対するセールスコール活動、トッププロモーション等の推進

取組状況

中国地域観光推進協議会の取組により中国地方の官民が連携してプロモーション、情報発信、受入体制整備等を実施

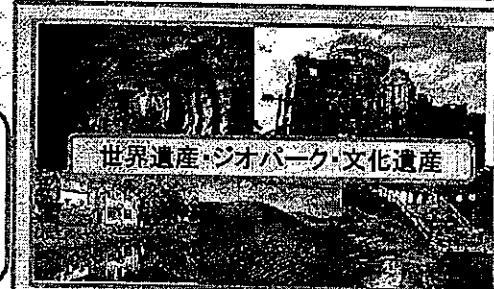
<中国地方(2013年/2012年)>

延べ宿泊者数

+22.2%、+83,350人
(観光庁宿泊旅行統計調査)

取組方針

共通観光テーマ ・素材の選定 ルートづくり



課題

世界遺産をはじめ、人々を魅了する観光資源に恵まれているものの、海外での認知度はまだまだ低いのが現状。

<中国地方>

延べ宿泊者数の全国シェアは約2%程度で推移
(観光庁宿泊旅行統計調査)

知事のトッププロモーションで 海外からの観光客を強力に獲得

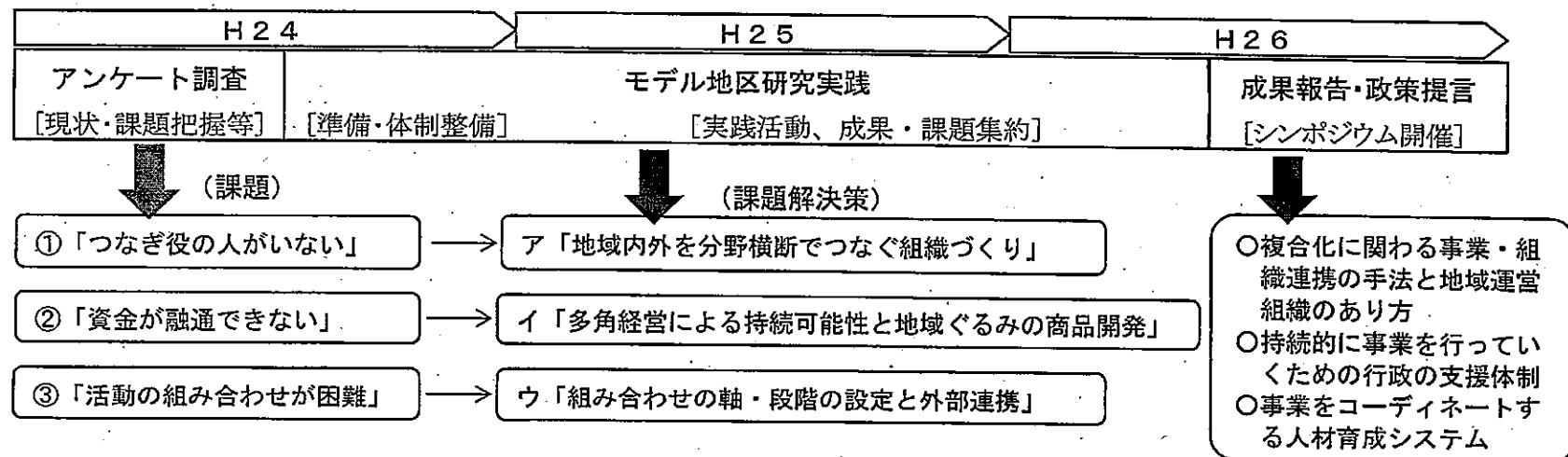
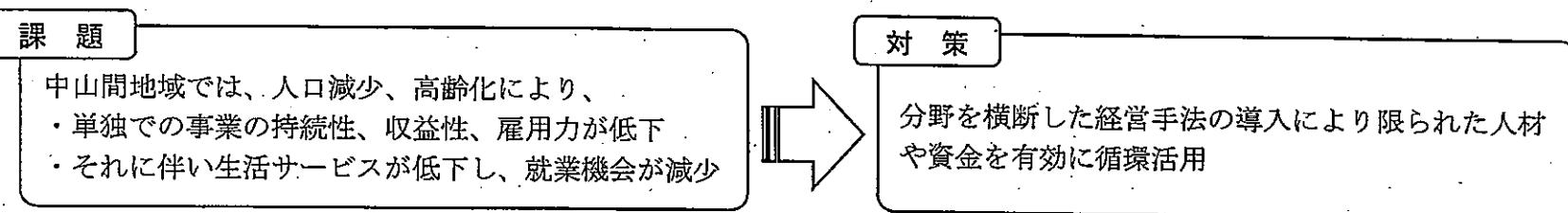
台湾プロモーション(7月1日～3日、中国地域観光推進協議会等と共同して実施)
内容:旅行社を対象とした中国5県の観光情報説明会、商談会など

中山間地域振興部会

1 連携テーマ

- 共同研究 「地元の暮らしを支える複合的な事業連携・組織化の仕組みづくり」
(設定目標) 仕組みの開発、普及・啓発、政策提言
- 共同事業 「中山間地域における地域づくりの取り組み支援」
(設定目標) 地域づくり人材の広域ネットワーク化、情報共有

2 共同研究



3 モデル地区の取り組み

鳥取県鳥取市河原町西郷地区「いなば西郷むらづくり協議会」

- ①曳田川美化活用 = 環境保全整備+交流・観光+情報発信
河川を軸に、環境保全、淡水魚養殖など多面的に活動（ウ）
②「ぎやらりーあっちこっち」= 資源開発+地域間交流+路線バス
協議会と集落が連携し、「いいとこ」を巡るイベント実施（ア）



島根県益田市真砂地区「真砂人」（まさごびと）

- ①「真砂便」= 手づくり農業+食育+買い物対策
「真砂人」による公民館・学校・地域商社の連携体制（ア）
②新たな商品開発 = 食育+キャリア教育+地域商社
地域商社と連携し、キャリア教育を合わせ、商品開発実施（イ）



岡山県津山市阿波地域「エコビレッジ阿波推進協議会」

- ①ガソリンスタンド複合経営 = 燃料販売+日用品等販売+木質チップ販売
「燃料販売」と「日用品や農業資材販売」等の複合経営（イ）
②阿波ブランド育成 = ホームページ作成+產品掘起+取組体制整備
產品掘り起こし、ブランディング、販路開拓を並行して実施（ウ）



広島県神石郡神石高原町牧地区「牧自治振興会」

- ①弁当宅配サービス = 配食+安否確認+加工品開発
②「ふれあい友の会」設立 = 出身者+協力隊+情報発信
「牧ふれあいの会」による出身者と地区住民のつなぎ（ア）



山口県美祢市美東町赤郷地区「赤郷地区振興会」

- ①交流&農地保全 = 都市住民+地域資源+地域内団体
②JA店舗跡 = 地域内交流拠点+特産品開発&加工+直売所
大学生や都市住民との交流と協働により地域資源を活用（ウ）



4 共同事業

- ・中山間地域で活動する幅広い人材の交流を目的とした交流会等の開催
- ・地域づくりの優良事例をデータベース化



スギ花粉症対策部会

連携テーマ1 少花粉スギ普及推進中国地方連絡会議の設置

- ◎中国5県森林整備担当課長で構成(事務局:岡山県)
- ◎広域での中期的な需要見込量等の把握

目標→連絡会議の開催

- ・規約等の作成(H25年度)
- ・会議の開催(H26年度以降年1~2回)



連携テーマ2 少花粉スギ苗木の相互融通と植替えの促進

- ◎少花粉スギ苗木の計画的な植替え

目標→植替えの促進

[5県の植替え目標(H26~30)]

H26	3ha	(7,200本)
・H27	8ha	(19,400本)
・H28	12ha	(29,800本)
・H29	17ha	(42,000本)
・H30	20ha	(50,000本)
累計	60ha	(148,400本)

連携テーマ3 少花粉スギ等に関する普及啓発活動

- ◎少花粉スギモデル林の設置等

目標→モデル林の設置等

- ・5県の設置目標(H30年度末)25カ所
- ・普及啓発リーフレット等の作成(H26年度~)

スキ花粉症対策部会

今までの取組状況

○少花粉スギ普及推進中国地方連絡会議の開催

中国5県の森林整備担当課長等16名出席

5月9日 岡山市内で初会合(事務局 岡山県)

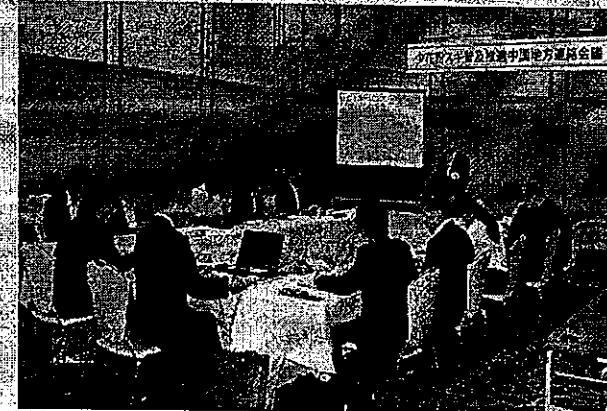
- ・連携テーマの確認 植替え面積 60ha モデル林設置25箇所など
- ・各県の取組の現状と今後の予定など報告

○岡山県内での取組

- ・公的機関との連携強化(連絡会議3回開催)
- ・26年度産苗木5千本の出荷に目処
- ・モデル林の造成4箇所 0.56ha
- ・パンフレットの作成3千部

解決すべき課題

- できるだけ正確な伐採計画を広域で把握し、生産計画に反映させることで効率的、安定的な苗木生産を行うこと。



連絡会議開催状況



少花粉スギのコンテナ苗(英田1号)

地域医療確保対策部会

連携テーマ1：医療情報システムの連携

■ 目指す姿

- ・県境をまたがる中核医療機関と診療所等の連携の高度化による医療サービスの向上

■ 目標設定

- ① 各県の医療情報ネットワーク等の現状把握
- ② 県境を越えた医療情報ネットワークの構築案の作成
- ③ 県境を越えた医療情報ネットワークの接続

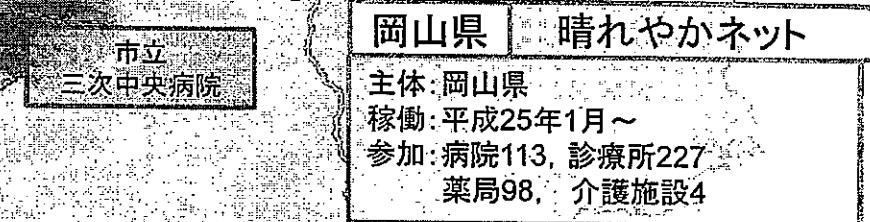
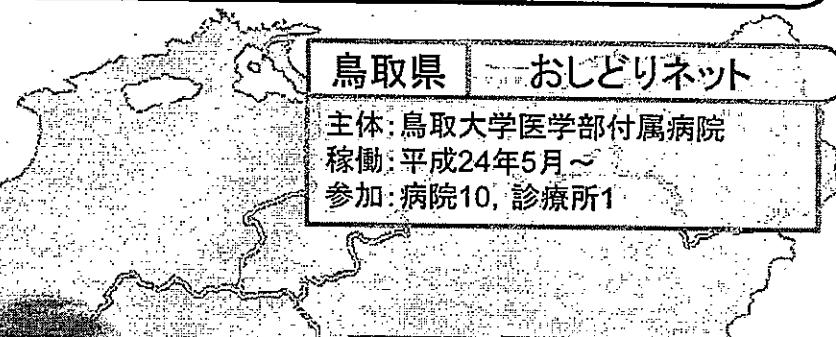
■ 課題

- ・システムの連携手法とコスト面の検討

■ 取組方針

- ・活用が見込まれる県境での医療機関等のニーズ把握
- ・具体的な事例として、広島県と島根県の連携を検討
(市立三次中央病院を核とした 広域連携)
- ・連携に向け、運用ルールなどの詳細検討

各県における医療情報システムの整備状況



島根県 まめネット

主体: 岛根県
稼働: 平成23年11月～
参加: 病院38, 診療所245, その他23

山口県 各圏域のネット

全県域の医療情報ネットワークなし
・岩国、下関などの二次医療圏単位で
ネットワーク構築

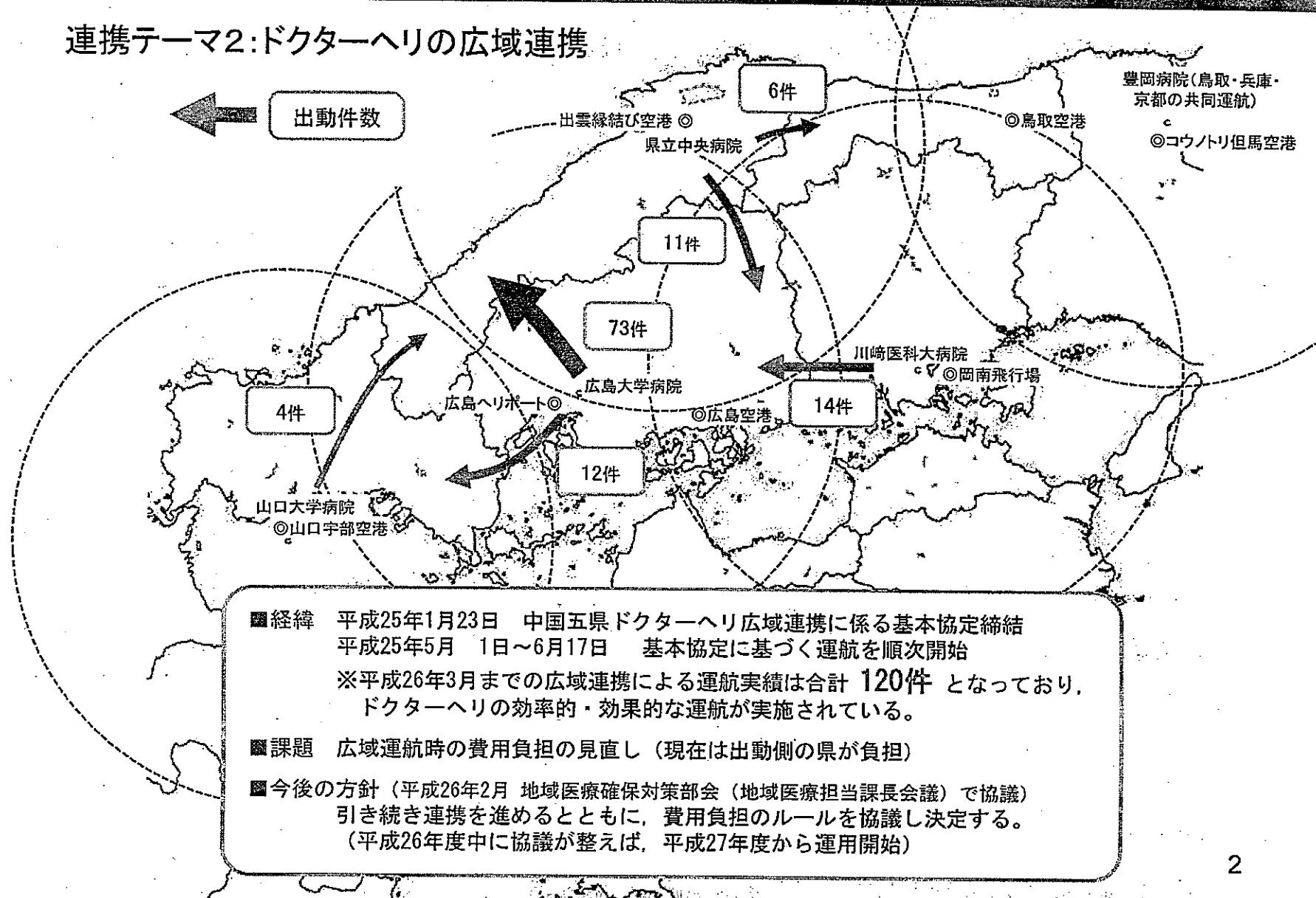
広島県 HMネット

主体: 広島県医師会
稼働: 平成25年2月～
参加: 病院19, 診療所372
薬局109, 歯科10, 介護施設3
その他3

(平成26年3月末現在)

地域医療確保対策部会

連携テーマ2:ドクターへリの広域連携



公衆衛生活動チーム部会

■ 連携テーマ

災害時公衆衛生チーム等の創設及び相互連携

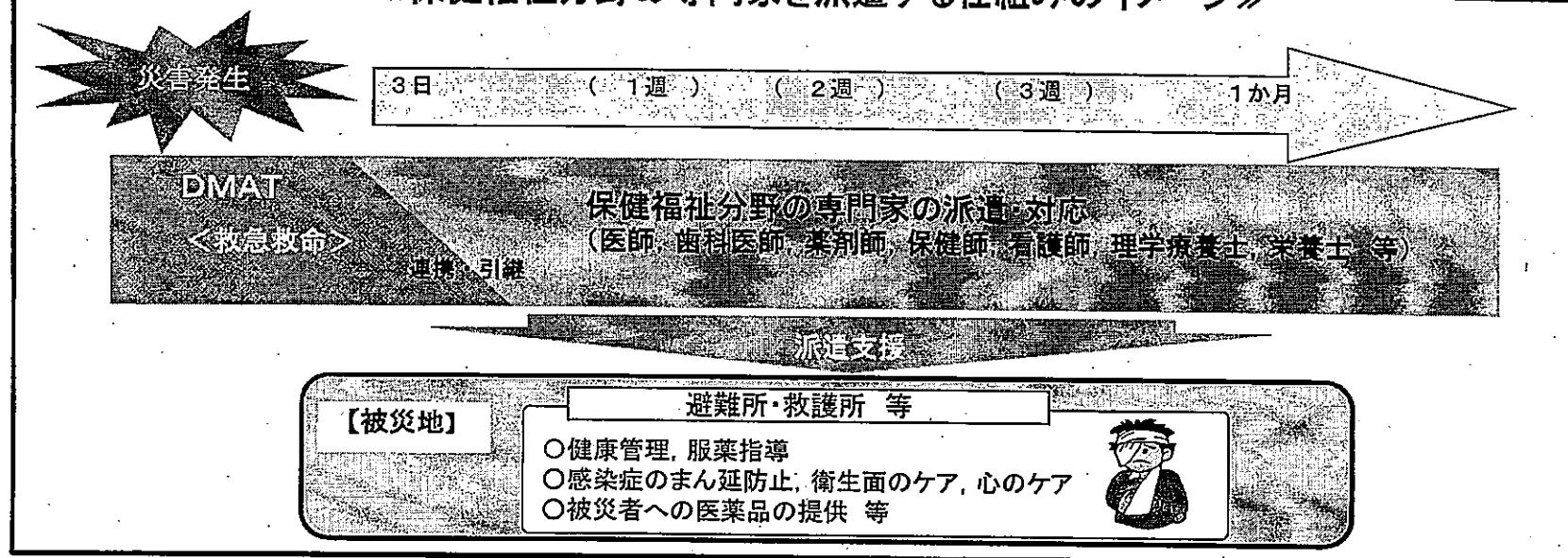
■ 目指す姿

災害時に、中長期間、避難所等で生活する避難者に対して、健康管理、服薬指導、心のケアなどの公衆衛生支援を行えるよう、災害時公衆衛生チーム等を創設し、5県での相互連携を図る。

■ 目標設定

- ①各県の実情に応じた、災害時に中長期にわたる保健福祉分野の専門家を派遣する仕組みの創設
- ②各県間の相互連携体制の構築
- ③合同研修会の定期的・継続的な開催(年1回)

『保健福祉分野の専門家を派遣する仕組みのイメージ』



公衆衛生活動チーム部会

■今までの成果と今後の取組方針

《平成25年度》

- 担当者会議を2回開催(9月、3月)し、各県の現状を把握するとともに目標について合意
- 合同研修会の開催(3月)

目標	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①各県による専門家派遣の仕組みの創設	・各県が実情に応じた専門家派遣の仕組みづくりに取り組むことを決定	・仕組みのできていない県においては、関係職能団体との調整しながら仕組みづくりの取組(たき台の作成) ・仕組みのある県においては、既存の仕組みの向上	・各県で専門家派遣の仕組みの創設
②各県間の相互連携体制の構築	・各県間の相互連携体制の運用について検討していくことを決定	・各県の仕組み(たき台を含む)とともに相互連携体制の運用の検討	・各県間の相互連携体制の運用方法の合意
③合同研修会の開催	・研修会の開催(H26.3.19) (※広島県で開催した研修会に他県の行政担当者等が参加)	・研修会の内容等の検討 ・研修会の開催(年1回)	・研修会の内容等の検討 ・研修会の開催(年1回)

農業（技術）大学校等広域連携部会

[連携テーマ]: 農業(技術)大학교의 매력アップに繋がる広域連携の推進

■目指す姿

- 高度な技術や幅広い知識を習得できる環境の整備による魅力アップ
- 農業の担い手育成を加速化させるための5県連携の推進

■現状(データ)

県(場所)	募集定員(人)	コース(専攻)編成(修学期間2年)						入校者状況(H25年度)					卒業生状況(H24年度)						
		有機農業	作物	野菜	花き	果樹	肉用牛	酪農	畜産(定員)	<H25.4月入学>		在校生(人)	<H25.3月卒業>(人)		卒業生状況(H24年度)				
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	入学生(人)	農家(%)	非農家(%)	うち県外(人)	定員充足率(%)	卒業数(人)	就農者(人)	うち自営(人)	雇用(人)	就農他(%)
鳥取(倉吉市)	30	○	○	○	○	○	○	○	10	25	36.0	64.0	8	48人/80.0%	23	16	11	15	69.6
島根(宍道市・飯南町)	30	○		○	○	○	○	○	10	22	45.5	54.5	2	49人/81.7%	32	16	2	14	50.0
岡山(赤磐市・美咲町)	35			○	○	○	○	○	10	36	38.9	61.1	2	66人/94.3%	31	13	2	11	41.9
広島(庄原市)	40			○	○	○	○	○	10	32	56.3	43.7	2	68人/85.0%	30	20	2	18	66.7
山口(防府市)	40			○	○	○	○	○	10	27	22.2	77.8	0	53人/66.3%	19	10	2	8	52.6

※[平成25年度全国農業大学校等の概要(全国農業大学校協議会平成25年10月発行)]より抜粋

※島根県の入学者状況及び卒業生状況は、農業科のみ(林業科を除く)のデータ

■目標設定

- ワーキング会議の設置

■取組方針

- 相互連携が円滑にできる体制整備

- 相互連携の実施

単位互換を含めた県外学生受入、県外就農への支援

モデル研修「機械整備研修(短期集中)」の実施(広島県、H26)

- 連携のあり方検討

相互連携の実績検証を踏まえた検討

農業（技術） 大学校等広域連携部会

■連携によるメリット

○教育水準の向上

- ・機械、設備等の充実やより専門的な外部講師の招聘などが効率的に実施できる
- ・指導教員の人事交流等により講義・演習などの資質向上が期待できる

○進路選択肢の広がり

- ・非農家出身学生の出身県以外への就農や雇用就農の促進が期待できる

○人脈の広がり

- ・中国地域や全国からの学友が将来の経営上の利点に発展する人脈に繋がる

■検討すべき課題

○自然・社会条件、振興品目等が各県間で乖離している現状での連携活動のあり方

○他県での修学に伴う移動や宿泊など学生経費負担増加への支援

○科目構成や1コマ単位数などカリキュラムに互換性を持たせる工夫

■参考(H25年度連携活動実績 抜粋)

○「農業高校・大学校合同フォーラム（広島県）」：参加人数74名（広島県を除く学生、教員計）

- ・事後学生アンケート：発表した高校生の就農意欲の高さや講演内容に刺激を受けた

○農家派遣研修の相互受入実績

- ・鳥取県⇒広島県 4名
- ・鳥取県⇒岡山県 1名

地域産業振興部会

取組状況

(1) 検討会議の開催状況

- 広域連携検討産業分野担当者会議(H25.9.2)
- 広域連携検討産業分野担当課長会議(H25.10.22)

(2) 検討状況

(3) ビジネスマッチング・商談会の共同実施・相互参加

- 中国ブロック商談会等の商談会の共同開催
- 展示会への共同出展

既に連携している商談会等

- 「中国ブロック商談会」
・25年9月開催
・参加企業数
　　発注: 73社、受注: 218社
- 「関西医療機器開発・製造展」
・25年10月開催
・参加企業数: 9社



取組の拡充の検討

各县単独で実施している商談会等のうち可能なもの



平成26年度から他県の企業が参加可能

(2) 研究会・研修会の共同実施・相互参加

- 共同研究会等により、連携した取組

既に連携している研修会・研究会等

- 「中国地域産総研技術セミナー」(中国5県連携)
・各県年1回開催

取組の拡充の検討

各县単独で実施している研修会等のうち可能なもの



平成26年度から他県の企業が参加可能

(3) 公設試験研究機関の連携強化

- 公設試験研究機関の機器情報等の情報共有
- 他県の機器情報の県内企業への紹介・斡旋強化

(4) 海外事務所の共同利用

- 海外事務所の情報共有や共同利用の可能性に係る意見交換

目標設定

(1) ビジネスマッチング・商談会の共同実施・相互参加

①共同実施している商談会・展示会等

→ 中国5県連携事業として位置づけ実施

②各県等により単独で実施している商談会・展示会

→ 他県の企業が参加可能にして実施

(2) 研究会・研修会の共同実施・相互参加

①5県で実施している研究会・研修会等

→ 中国5県連携事業として位置づけ実施

②各県で単独で実施している研究会・研修会

→ 他県の企業が参加可能にして実施

※ 連携テーマの追加検討

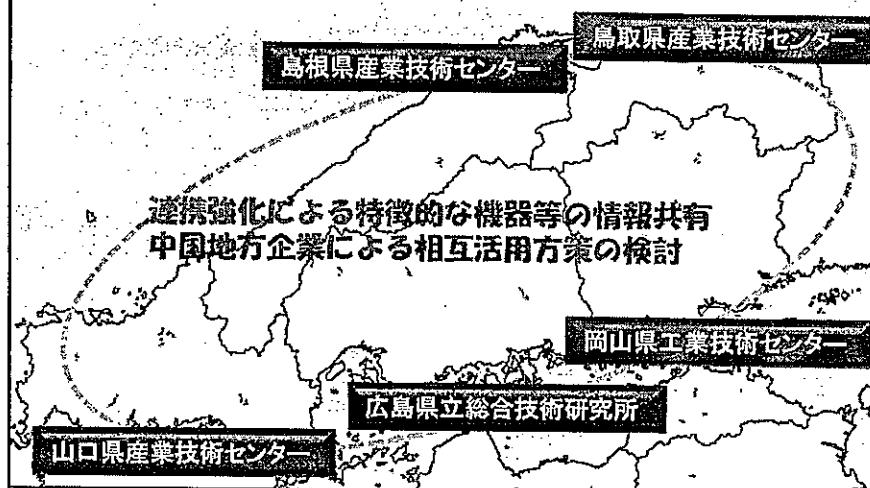
「中国地方地域戦略」の連携施策

→ 必要に応じテーマ追加

(3) 公設試験研究機関の連携強化

①保有する機器等のさらなる情報共有等の方策を検討

→ 公設試験研究機関による会議の開催



(4) 海外事務所の共同利用

①海外事務所の共同利用の検討

→ 平成26年度中に実施の可否について
方向性を明らかにする

ライフスタイルを見直し、省エネ・節電を進めよう

東日本大震災の発生以降、安定した電力供給への懸念が続く中、エネルギー安定供給や地球温暖化防止といった課題に対応するため、平成23年5月、私たちは、これまでのライフスタイルを今一度振り返ることの呼びかけを行い、皆さまとともに省エネルギー・節電に取り組んでまいりました。

依然として我が国のエネルギーを巡る環境は厳しく、また、地球温暖化防止に向けた取組の強化が求められている中で、本年4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画では、再生可能エネルギー導入の加速化、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築、徹底した省エネルギー社会の実現などが示されております。今夏の電力需給について、政府見通しによれば最低限必要な電力は確保できるとされていますが、火力発電の高稼働を続けることで必要な供給力を何とか確保している状況であります。エネルギー供給は、安全性を大前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コスト化や環境負荷の低減を図ることが強く望まれるところであり、エネルギーを消費する側にも、これまでのライフスタイルを見直すなどの努力を続けていくことが求められます。

私たちは、引き続き夏場の軽装、空調や照明・パソコン等の使い方の見直しなど、様々な節電策を実践するとともに、エコドライブやノーレジ袋の推進、エコカー・省エネ設備の導入など省エネルギー化を図ってまいります。

中国地域の皆さまにおかれましても、家庭や事業所において、再生可能エネルギーの導入や省エネ・節電に取り組むことで、低炭素社会に向けたライフスタイルを実践していただくとともに、これらの取り組みを一層、地域で広げていただきますよう、ご協力をお願ひいたします。

平成26年5月28日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事	井 伸治
島根県知事	平 溝 善兵衛
岡山県知事	口 善隆
広島県知事	伊 原木 太彦
山口県知事	湯 崎 彦政
中国経済連合会会長	村 岡 隆伸
鳥取県商工会議所連合会会长	山 藤 秀和
島根経済同友会代表幹事	宮 岡 樹
岡山県商工会議所連合会会长	岡 下綱
広島県商工会議所連合会会頭	崎 山 雄
山口県商工会議所連合会会頭	深 川 康